

【入館禁止・退館命令規定】

広島市青少年センター条例第6条の規定に基づき、下記の事項に該当する方には入館拒否および退館命令をすることがあります。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者（第1号）
おおむね次に掲げる事例に該当し、そのおそれが明白かつ現在のものである者
 - ①法定伝染病
コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、痘そう、発しんチフス、しょう紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜、ペスト、日本脳炎

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者（第2号）
おおむね次に掲げる事例に該当し、そのおそれが明白かつ現在のものである者
 - ①泥酔している者
 - ②音、におい、振動等を発する物品を所持又は自ら騒音、怒声を発したり、暴力を用いる等、他の使用者に耐えがたい苦痛をもたらしていると認められる者
 - ③包丁、ナイフ、銃器その他危険と認められる物品を携行している者
 - ④ガソリン、プロパンガス、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険な物品を所持している者
 - ⑤犬、猫その他動物をつれている者（盲導犬、介助犬を除く。）

- (3) 秩序又は風俗をみだすおそれがあると認められる者（第3号）
おおむね次に掲げる事例に該当し、そのおそれが明白かつ現ものである者
 - ①犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
 - ②集団的又は常習的に暴力的不法を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - ③わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うため使用しようとするとき。

- (4) その他管理上支障があると認められる者（第4号）
 - ①申請者自身が室を使用する必要がないにもかかわらず、使用許可申請をしているとき。
 - ②収容定員を超えて入場させようとするとき。
 - ③の改修工事等のため、一般の使用に供することが当該工事等の支障になると認められるとき。